

議員提出議案第12号

国に対し、大阪府北部地震や台風21号の被災者への支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案……別記

平成30年10月31日提出

提出者	交野市議会議員	皿	海	ふ	み
賛成者	交野市議会議員	三	浦	美	代子

国に対し、大阪府北部地震や台風 2 1 号の被災者への支援を求める意見書（案）

国に対し、大阪府北部地震や台風 2 1 号の被災者への支援を求める意見書

大阪府北部地震や台風 2 1 号は、多くの家屋にも多大な被害を広げている。

自然災害により、生活基盤に大きな被害を受けた被災者に被災者生活再建支援金を支給する「被災者生活再建支援法」は、1995年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに制定され、その後、支援金は、住宅の「全壊」で最大300万円まで引き上げられた。

しかし、いまだに住宅の「一部損壊」は「生活再建支援法」の適用対象から外されている。

6月に発生した大阪府北部地震では、住宅の「一部損壊」は3万4000棟（7月19日）を超え、その後に発生した台風21号ではさらに被害が拡大している。「一部損壊」であっても、屋根の損壊、瓦のずれなどの修繕費用に数百万円かかる例もあり、放置すれば雨漏りで屋内が傷んで住めなくなるなど、被害状況は深刻である。こうした多額の改修費用がかかる一部損壊世帯に対し支援が必要である。

大阪府北部地震では、高槻市、枚方市、茨木市と箕面市で住宅の「一部損壊」への支援制度が実施されたが、支援のない自治体もあり地域間格差が生じている。

国は、早急に、「生活再建支援法」の基準の見直しを行い、「一部損壊」についても適用対象とし、被災者への支援にあたるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月31日

交 野 市 議 会

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

内閣総理大臣 宛